



令和8年4月17日

京都市立松尾中学校

保健室

～保護者の方へのお知らせ 学校HPにも掲載しています～

▼ワンポイント相談事業の紹介

京都市教育委員会・京都市学校医会主催による「心臓・腎臓疾患、アレルギー疾患、色覚および子どものワンポイント相談事業」が実施されます。申し込みは学校から行いますので、希望される場合は松尾中学校（391-9622）保健室までご連絡ください。

*対象者…①心臓・腎臓疾患、アレルギー疾患で保護者および学校長が相談を希望する生徒

②色覚異常の疑いがあり、眼科医で基礎検査を受診し、色覚相談を受診するよう指導を受けた生徒、もしくは保護者が希望する場合

③LDや心の問題等の支援が必要な生徒の対応等のための相談を希望する教職員または保護者で、学校長の承認を受けた者

*相談医…専門医、京都市学校医会会員

*費用 …無料

*留意事項…生徒・保護者・および養護教諭等が出席すること



▼生理用品設置のお知らせ

京都市では、女子生徒の生理による不調等の支援として、安心して学校生活を送ることができるよう、生徒が使用するトイレに少なくとも1か所、生理用品を設置する方針が示されました。

本校においては、4月20日(月)より、各学年フロア女子トイレに1か所、生理用品を設置いたします。（南校舎2箇所、北校舎2箇所）

急な生理等で困った際に利用してもらうことが目的ですが、日頃から自分で準備しておく習慣を身につけていただく等、ご家庭でも本取組について話題にしていただき、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、設置場所や使用するにあたっての約束など、詳細は【すぐーる】にて配信いたします。



▼出席停止報告書について

以下の感染症に罹患された場合は、学校保健安全法に基づき、欠席ではなく出席停止の取り扱いとなります。これまで、医師より登校許可が出ましたら「出席停止報告書」を紙でご提出いただいておりますが、令和8年度より、本校では Microsoft Forms を使用したオンラインでの提出に変更いたしました。

保護者様より連絡が入り次第、保健室より、【すぐーる】にて個別配信いたします。登校前までに、指定のリンクよりご入力いただけますと幸いです。なお、医療機関による「治癒証明書」等は必要ありません。ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

出席停止期間について

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化 ^{かさかさ} するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
その他	医師の許可を得てから登校させてください。